

令和6年高島市教育委員会
第11回定例会議事日程

日 時 令和6年11月19日（火）
午後1時30分
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ
2. 令和6年第10回定例会会議録の承認
3. 会議録署名委員の指名

委員 委員

4. 議事

- | | | | |
|------|-------|--|------|
| 日程第1 | 議第62号 | 高島市立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案 | |
| 日程第2 | 議第63号 | 公の施設の使用料の改正に伴う関係条例の整備に関する条例案に関する市長への意見について | 当日資料 |
| 日程第3 | 議第64号 | 高島市立公民館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案に関する市長への意見について | 当日資料 |
| 日程第4 | 議第65号 | 高島市体育施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案に関する市長への意見について | 当日資料 |
| 日程第5 | 議第66号 | 高島市立中江藤樹・たかしまミュージアムの設置および管理に関する条例案に関する市長への意見について | 当日資料 |
| 日程第6 | 議第67号 | 令和6年度高島市一般会計補正予算（第5号）案に関する市長への意見について | 当日資料 |

5. 報告

報告第23号 高島市今津B&G海洋センターの臨時休館について

6. 今後の日程

- ・令和6年教育委員会第12回定例会（案）

日時：令和6年12月25日（水）午後2時00分

場所：高島市役所 新館2階 教育委員会室

令和6年 第11回定例会座席表

饗庭 教育総務部長	川島教育長			饗庭 教育指導部長	
中川 教育総務部 次長	橋本 教育委員		田邊 教育長職務 代理者	川原林 学校教育課長	
平井 教育総務部 次長				保木 学事施設課長	志村 図書館 主監
竹井 社会教育課長	森 教育委員		高木 教育委員	藤原 学校給食課長	原田 図書館 参事
小川 文化財課長				赤水 スポーツ振興 部長	藤本 教育総務課 主事
横井川 文化ホール 館長				加藤 市民スポーツ 課長	中村 教育総務課 主査
入口	傍聴席			入口	

議第 6 2 号

高島市立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 1 9 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
高島市立図書館の管理運営に関する規則（平成 1 9 年高島市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（開館時間）

第 2 条 図書館の開館時間は、午前 1 0 時から午後 6 時までとする。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

マキノ図書館 新旭図書室 朽木図書サロン 高島図書室	(1) 月曜日および火曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日の翌日。ただし、その日が土曜日または日曜日に当たる場合を除く。 (3) 毎月第 1 木曜日 (4) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日
今津図書館 安曇川図書館	(1) 月曜日および火曜日 (2) 毎月第 1 木曜日 (3) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

高島市立図書館の管理運営に関する規則

現 行	改 正 案
<u>（開館時間）</u> <u>第 2 条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。</u> 【別記1 参照】 別表（第 3 条関係） 【別記2 参照】	<u>（開館時間）</u> <u>第 2 条 図書館の開館時間は、午前 1 0 時から午後 6 時までとする。</u> 別表（第 3 条関係） 【別記2 参照】

【別記1】

現行

<u>名称</u>	<u>開館時間</u>
マキノ図書館 新旭図書室 朽木図書サロン 高島図書室	午前 10 時から午後 6 時まで
今津図書館	午前 10 時から午後 7 時まで ただし、土曜日は午前 10 時から午後 9 時まで
安曇川図書館	午前 10 時から午後 7 時まで ただし、金曜日は午前 10 時から午後 9 時まで

【別記2】

現行

マキノ図書館	(1) <u>月曜日および火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その週の水曜日</u> (2) <u>休日の翌日。ただし、その日が土曜日または日曜日に当たる場合を除く</u> (3) <u>前記(1)、(2)の規定にかかわらず、12月29日から翌年の1月3日までの日</u>
今津図書館	(1) <u>水曜日および木曜日</u> (2) <u>前記の規定にかかわらず、12月29日から翌年の1月3日までの日</u>
新旭図書室	(1) <u>月曜日および火曜日。ただし、その日が休日に当たる場合は、その週の水曜日</u> (2) <u>休日の翌日。ただし、その日が土曜日または日曜日に当たる場合を除く</u> (3) <u>前記(1)、(2)の規定にかかわらず、12月29日から翌年の1月3日までの日</u>
朽木図書サロン	(1) <u>月曜日および火曜日。ただし、その日が休日に当たる場合は、その週の水曜日</u>

	(2) <u>休日の翌日。ただし、その日が土曜日または日曜日に当たる場合を除く</u> (3) <u>前記(1)、(2)の規定にかかわらず、12月29日から翌年の1月3日までの日</u>
安曇川図書館	(1) <u>月曜日および火曜日</u> (2) <u>前記(1)の規定にかかわらず、12月29日から翌年の1月3日までの日</u>
高島図書室	(1) <u>月曜日および火曜日。ただし、その日が休日に当たる場合は、その週の水曜日</u> (2) <u>休日の翌日。ただし、その日が土曜日または日曜日に当たる場合を除く</u> (3) <u>前記(1)、(2)の規定にかかわらず、12月29日から翌年の1月3日までの日</u>

改正案

マキノ図書館	(1) <u>月曜日および火曜日</u>
新旭図書室	(2) <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日。ただし、</u>
朽木図書サロン	<u>その日が土曜日または日曜日に当たる場合を除く。</u>
高島図書室	(3) <u>毎月第1木曜日</u> (4) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u>
今津図書館	(1) <u>月曜日および火曜日</u>
安曇川図書館	(2) <u>毎月第1木曜日</u>
	(3) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u>

報告第 2 3 号

高島市今津 B & G 海洋センターの臨時休館について

高島市今津 B & G 海洋センターの設置および管理に関する条例（平成 2 4 年高島市条例第 2 9 号）第 1 2 条および高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年高島市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり高島市今津 B & G 海洋センターの臨時休館を定めたので報告する。

令和 6 年 1 1 月 1 9 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

記

- 1 臨時休館を行う施設名および期間
屋内温水プール
令和 6 年 1 2 月 1 日（日）から令和 7 年 2 月 2 8 日（金）まで
- 2 休館理由
老朽化したプールおよび照明設備の改修工事を実施するため
- 3 利用者への周知方法
ホームページ、防災行政無線および休館予告ポスターの施設内掲示